
「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」
の一部改正について

日証協 平 21. 3. 17

本協会では、本年 3 月 17 日開催の自主規制会議において、「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」を一部改正した。

金融環境の著しい変化、及び、証券会社等の経営統合・合併等に伴う指定報告協会員の減少等により、売買参考統計値発表制度（以下、「本制度」という。）における発表銘柄数が減少することが見込まれることから、本制度の「精緻性の確保」を前提としつつ、利用者の利便性に配慮し、選定銘柄数の維持策を講ずるため、「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」の一部改正を行った。

本規則改正は、本年 4 月 6 日から施行する。

規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」の一部改正について

平成 21 年 3 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

金融環境の著しい変化、及び、証券会社等の経営統合・合併等に伴う指定報告協会員の減少等により、売買参考統計値発表制度（以下、「本制度」という。）における発表銘柄数が減少することが見込まれることから、本制度の「精緻性の確保」を前提としつつ、利用者の利便性に配慮し、選定銘柄数の維持策を講ずるため、「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

- (1) 営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会員の数
営業日ごとに報告を受けた報告値の数が原則として「5」に満たないこととなった銘柄については、当該営業日の売買参考統計値の発表は行わないこととする。
(第2条)
- (2) 選定銘柄の取扱い
選定銘柄としての選定にあたっては、「5社以上」の指定報告協会員から届出を受けけるものとし、指定報告協会員が「5社未満」となる銘柄については選定銘柄から除外することとする。
(第3条第2項)

3. 施行時期

この改正は、平成21年4月6日から施行する。

以 上

**「「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則」
の一部改正について**

平成 21 年 3 月 17 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会の数) 第 2 条 規則第 3 条第 3 項ただし書きに規定する指定報告協会（規則第 3 条第 1 項に規定する協会員をいう。以下同じ。）からの報告値の数は、原則として、<u>5</u>とする。 (選定銘柄の取扱い) 第 3 条 規則第 5 条第 1 項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までにを行うものとする。 1 ・ (現行どおり) 2 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄（規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。）として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員が<u>5 社以上</u>ある銘柄とする。 3 ・ (現行どおり) 4 付 則 この改正は、平成21年 4 月 6 日から施行する。	(営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会の数) 第 2 条 規則第 3 条第 3 項ただし書きに規定する指定報告協会（規則第 3 条第 1 項に規定する協会員をいう。以下同じ。）からの報告値の数は、原則として、<u>6</u>とする。 (選定銘柄の取扱い) 第 3 条 規則第 5 条第 1 項に基づく報告対象銘柄の届出は、原則として、次の各号に掲げる日までにを行うものとする。 1 ・ (省 略) 2 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄（規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。）として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員が<u>6 社以上</u>ある銘柄とする。 3 ・ (省 略) 4